

第3章 市民参加の推進

市民参加の推進にあたって

1 市民参加の必要性

札幌市に住むすべての市民にとって暮らしやすいまちを創っていくことは、市民共通の願いであり、行政はそれに応えるため、市民それぞれが置かれている立場や環境に配慮しながらまちづくりを進めていく必要があります。

しかしながら、今日における多様かつ高度な市民ニーズには、これまでのように主に行政が対応するという考え方では対処しきれないことから、市民一人ひとりが、これまで蓄積してきた知識や経験を活用しながら、自らの意思で市政に積極的に関わることができるようにするとともに、生活実感に基づく考えや思いを市政にしっかりと反映させることができるようにすることが必要となっています。

また、限られた財源を有効活用するため、費用対効果等を十分に勘案しながら事業の優先順位を明確にする必要がありますが、その実践にあたっては、公共サービスの受け手である市民の意向をしっかりと把握するとともに、生活者である市民の視点を大切にするため、市民自らが参加をし、市民どうし、市民と市が互いに納得できる選択をしたうえで、市民が真に必要としている公共サービスの企画立案・計画、実施、評価・改善を一緒に力を合わせて行っていくことが必要となっています。

札幌市ではこれまでも、広報・広聴制度などを活用した日常的な市民との意見交換や公募の市民を含めた審議会等の設置、市民が参画する実行委員会による行事の実施など、積極的に市民参加に取り組んできましたが、より一層市民の意向を反映した市政を推進していくためには、更なる市民参加の取り組みが必要です。

なお、市民参加は、より市民ニーズに沿った企画立案・計画、事業の実施、評価・改善を行うことによって更に市民意見を反映したまちづくりを行うものであり、市の政策、施策、事業の案は行政が作成し、必要に応じて市議会に諮る、又は法に基づき市議会に議決していただくといった、それぞれの権能を侵すものではありません。

しかしながら、行政が意思決定を行うにあたっては、市民参加により把握した市民意見を十分に尊重し、その意思決定過程の透明性を確保することによって、市民の信頼を十分に得ながら進めていくことが必要です。

2 市民参加とは

市民参加には、「市政への参加」と「身近な地域のまちづくりへの参加」の2つの種類がありますが、このうち「身近な地域のまちづくりへの参加」は、市民が自主的に活動することであり、市の役割は、活動・参加しやすい環境づくりや活動に対する支援などであることから、職員が職務を遂行する上での手引きである本書においては、「市政への参加」を対象とします。

(1) 市政への参加

次のことを目的として、市政運営における政策、施策、事業の形成から実行、評価・改善のそれぞれの段階で市民が市政に関して意見を述べ、提案し、審議会や検討委員会の委員、行事等のスタッフなどとして市の取り組みに実際に参加することを言います。

- ・ 形成段階で市民の意思を反映させる。
- ・ 実行段階で市と市民が協働する。
- ・ 評価に市民の意思を反映させる。
- ・ 改善に市民の意思を反映させる。

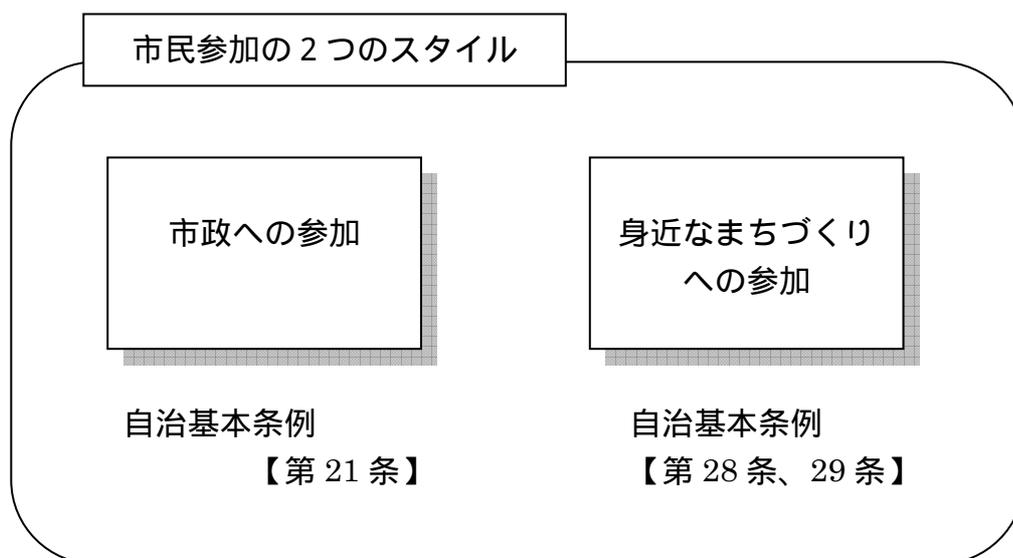
協働とは、まちづくりにおいて市と市民がそれぞれに果たす責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力することを言います。

(2) 身近な地域のまちづくりへの参加

市内の各地域では、各地域の個性を發揮しながら、福祉や環境美化、防犯・防災など、生活のあらゆる分野にわたる地域課題の解決に向けた活動が、町内会をはじめとしたさまざまな組織や団体などによって行われています。

まちづくりとは、ハード、ソフトを問わず、暮らしやすいまちを実現するための活動のすべてでありますので、これらの市民の手によるまちづくりに参加することも、市民参加の一つに位置づけられます。

なお、自治基本条例では、第 28 条及び第 29 条において、まちづくりセンターや区役所を拠点として、これらの活動を支援していくことを規定しています。



3 市民参加の実施時期

市民参加は、「企画立案・計画」、「実施」、「評価・改善」の各段階において、事業の内容や目的、対象者に照らして適切な方法を選択し実施することが必要です。

(1) 企画立案・計画段階

企画立案・計画段階における市民参加の実施時期については、早い段階が良い場合もあれば、そうでない場合もあり、どの段階が最も適切であるかについては、政策、施策、事業によって異なりますが、いずれにしても市民の意見を政策、施策、事業に採り入れ、反映させる余地がある段階で行う必要があります。

なお、実施時期については、あらかじめその時期が適当であると判断した理由を説明できるようにしておく必要があります。

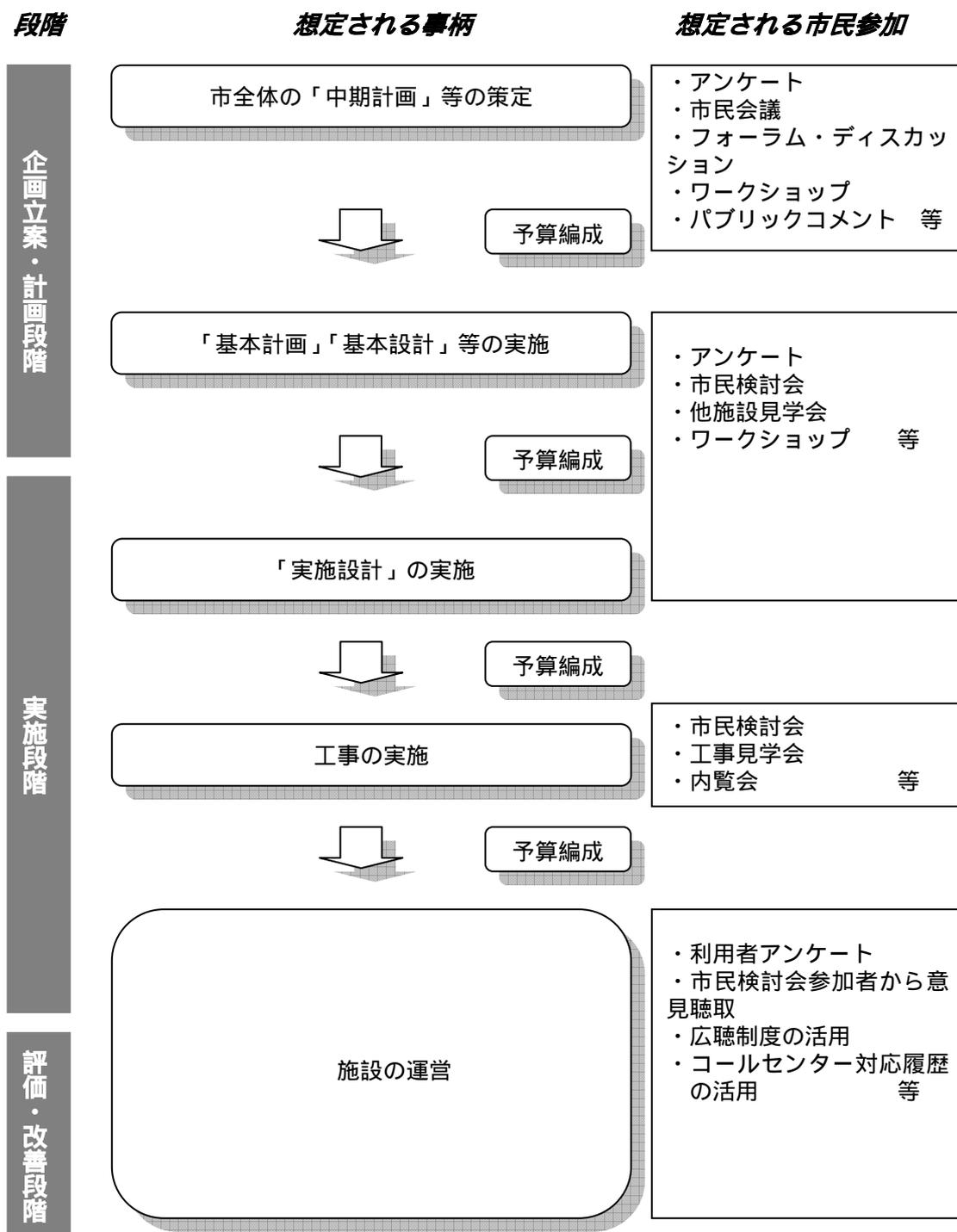
(2) 実施段階

実施段階における市民参加については、行事を例にしても事前の準備への参画や当日の担い手としての参画など、さまざまなタイミングが考えられますが、市民参加で企画立案した事業の実施に、実際に市民が参画できるように配慮する必要があります。

(3) 評価・改善段階

評価・改善段階における市民参加については、「実際に市民の評価を受ける」、「参加した・体験した・利用した市民の意見を聴取、集約する」等の方法などがありますが、事業の改善に向けて、市民意見を適切に反映させるため、適宜適切に行う必要があります。

【市民参加フロー（公共施設新設・改築の場合のイメージ）】



4 市民参加で出された意見への対応

市民参加で出された意見については、真摯に受け止め、次のとおり適切に取り扱うことが必要です。

なお、事業等の案の策定に際しては意見を考慮しなければいけません、意見を考慮した案であることをもって、議会での審議に制約を加えるものでないことは言うまでもありません。

(1) 市政への反映

市民参加で出された市民の意見や提案は、できるだけ尊重し、提出された中で重要な意見を市政に反映させることが必要です。

なお、市民参加で出された意見等の検討にあたっては、事務的な検討にとどまらず、社会経済情勢、財政状況、政策的見地など幅広い視点に立って、全市的観点から総合的に判断することが重要です。

(2) 結果等の公表

市民参加を行った場合には、次の事項について市民に分かりやすく説明することが必要です。

市民参加の実施過程における検討状況等

行政の説明責任をしっかりと果たし、市民との信頼関係を築くため、市民参加の過程における経緯や結果については、分かりやすく市民に説明することが必要です。

また、市が説明責任を積極的に果たしていくことで、まちづくりに関心の少ない市民の意識が向上していくことも期待されます。

具体的には、審議会等であれば、会議の公開、会議録の公表等が該当し、フォーラムやパブリックコメント等であれば出された意見とそれに対する見解などが該当します。

市民参加結果に対する意思決定内容とその理由

市民参加により導き出された結果であっても、すべてを実現できる訳ではありませんが、市民参加の結果を尊重した取り組みを進めるか否かについての市としての判断結果とその理由については、市民に分かりやすく説明することが必要です。

なお、意見や提案等で類似したものが複数あるときは、必要に応じて内容を逸脱しない範囲で意見等を集約して取り扱いを判断し、説明することも考えられます。

5 市民参加の取り組み状況の公表

(1) 取り組み予定の公表

市民の皆さんが参加し易くするため、毎年度、次の方法で企画立案・計画段階における市民参加等の実施予定を集約し、一括して公表することとします。

ア 企画立案・計画段階における市民参加等を実施する局・区の庶務担当部は、局・区内の取り組みを集約し、市民参加を実施する前年度の3月末日までに、次の事項を市民自治推進室に提出します。

- ・市民参加を行う政策、施策、事業案の名称
- ・市民参加を行う政策、施策、事業案の内容
- ・市民参加の方法
- ・市民参加を行う時期
- ・市民参加を行う政策、施策、事業案の所管課
- ・その他必要な事項

イ 市民自治推進室では、各局・区から提出された事項を取りまとめて市民参加の実施予定を速やかに公表します。

ウ 年度途中で企画立案・計画段階における市民参加を実施することとなった場合には、当該市民参加を実施する部は、実施の意思決定をした後、速やかに市民自治推進室に上記アの事項を提出することとします。この場合、市民自治推進室は速やかに先に公表した実施予定に追加をすることとします。

エ 予定の公表対象は、原則として企画立案・計画段階のものとしませんが、市民参加に要する経費を予算に計上しているなど、年度当初に実施することが決定しているものについては、「実施段階」「評価・改善段階」のものも対象とすることとします。

(2) 取り組み結果の公表

市民参加が適切に行われていることを市民が確認できるように、毎年度、市民参加の実施結果を集約し、一括して公表することとします。

具体的には、次の方法で実施することとします。

ア 市民参加を実施した局・区の庶務担当部は、局・区内の取り組みを集約し、翌年度の4月末日までに、次の事項を市民自治推進室に提出します。なお、同一の政策、施策、事業案において複数の市民参加を

実施した場合は、それぞれの方法ごとに結果を提出することとします。

- ・ 市民参加を行った政策、施策、事業案の名称
- ・ 市民参加を行った政策、施策、事業案の内容
- ・ 市民参加の方法
- ・ 市民参加を行った時期
- ・ 市民参加の結果
- ・ 市民参加を行う政策、施策、事業案の所管課
- ・ その他必要な事項

イ 市民自治推進室では、各局・区から提出された事項を取りまとめて市民参加の実施結果を速やかに公表します。

(3) 取り組み予定及び結果の公表方法

公表は次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法によって行うこととします。

また、公表場所及び公表方法についても適切な方法で市民に周知することとします。

広報さっぽろへの掲載

ホームページへの掲載

(仮称)「市民参加ニュース」の発行(年4回程度)

ア 市民自治推進室での閲覧又は配布

イ 市政刊行物コーナー及び図書館での閲覧又は配布

ウ 市の施設(イを除く)での閲覧又は配布

その他適当と認められる方法

6 市民参加促進のための情報提供手法の充実

市民参加を促進するためには、市民が必要な情報を必要なときに容易に取得できるよう、市政情報について市民に積極的に提供していくことが必要です。このことから、既存の情報提供手法について次のような充実に努める必要があると考えられます。

(1) 広報さっぽろに掲載する情報の充実

広報さっぽろは全戸に配布しているものであり、市民への情報提供方法として最も重要なものです。

このことから、市政への市民参加を促進するために市民との情報共有を図っていく上で、今後ますますその果たす役割は大きくなっていくものであると考えられますので、各局・区において広報さっぽろに掲載する場合にあっては、少ないスペースにいかに必要な情報を分かりやすく掲載するかを十分に検討し、市民参加の促進により適した内容に充実していくことが重要です。

(2) ホームページの充実

ホームページは即時性に優れ、大量の情報を容易に提供できる方法であり、今後、更に市民の間に浸透していくものと考えられるため、市政への市民参加を促進するために市民との情報共有を図っていく上で、今後ますますその果たす役割は大きくなっていくものであると考えられますので、各局・区のホームページについて市民参加の促進により適した内容に充実していくことが必要です。

また、ホームページは、年齢や性別、障がいの有無、あるいは国を越えてさまざまな人々が利用でき、それぞれの方々が利用している環境や条件もさまざまです。

したがって、特にホームページにおいては、これらの「さまざまな人」や「さまざまな環境」に配慮し、「すべての人」に分かりやすい、いわゆる「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づいた情報提供が必要です。

7 市民参加促進に必要なその他の事項

市民参加の促進には情報提供手段の充実のほか、次のような事項が大切だと考えられます。

(1) 適切な参加対象の設定

市民参加の効果を最大限発揮させるため、子どもに関係の深い事業について子どもの参加を求めたり、障がいのある方に関係の深い事業について障がいのある方の参加を求めるなど、事業の内容や性格などに応じて、最も適切な方々を対象として市民参加を行う必要があります。

なお、この場合にあっても均衡のとれた結果を導くため、事業の直接の対象者とそれ以外の方々にバランスよく参加していただくことが必要です。

(2) 気軽に参加できるきっかけづくり

より多くの市民の意見を市政に反映するためには、普段、市政への参加が少ない方々の参加を促す取り組みが欠かせません。

そのためには、多くの市民が興味関心を持ちやすいテーマを設定するなどの手を挙げやすくするための工夫のほか、住民基本台帳から無作為に抽出した方々に参加を呼びかけるなど、市の側からそっと背中を押すような新たな取り組みの活用などが必要です。

(3) 参加しやすい環境づくり

参加を希望する市民が物理的な問題で参加できなくならないように、参加する上で大きな制約となる可能性の高い「時間」や「場所」などについて、事業の内容や性格、対象とする市民等を十分に考慮し、費用対効果も勘案しながら、参加しやすい環境を整備することが必要です。

(4) 意見を出しやすい雰囲気づくり

会議等への市民参加を促進するにあたっては、注意書き、図、グラフなどを活用し、必要最低限のことを簡潔に記載した分かりやすい資料を事前に配布するとともに、会議当日における説明もビデオやパソコンなどの視覚的機器を活用するなど、参加した市民が意見を出しやすいような工夫をすることが必要です。

また、会場についても、照明、空調、音響、インテリア、カラーコーディネートなど、参加した市民の感覚を満足させるような雰囲気づくりも大切です。

(5) 参加意欲を増進するメニューの設定

市民が積極的に参加したいと思うようなメニューの設定も促進するための大切な視点です。

例えば、行事の実行委員会であっても、ただ話し合う会議だけではなく、何かの体験、お試しの事業を実施しながら内容を決めていくなど、参加者がより楽しむことができる仕掛けなどを工夫することも必要です。

(6) 柔軟な対応

行政側が前例主義にとらわれたり、柔軟性の無い対応をして、折角、参加していただいた市民の意見などが反映できない状況が続いては、市民参加は広がりません。

すべての意見を反映できないことは当然ですが、行政側としても柔軟な発想で、できる限り市民の意見を反映できるように検討することが必要です。反映できないものはその理由をしっかりと説明することが必要です。